

国東市都市計画マスタープラン
参考資料

1. 国東市都市計画マスタープラン 策定経過

国東市都市計画マスタープランは、市民アンケートやパブリックコメントにより、市民意見を反映させるとともに、有識者からなる「有識者会議」や各種団体の代表者、市民代表等も加えた「まちづくり計画策定委員会」における審議を経て、策定されました。

本マスタープランの策定にあたっては、同時に策定を進める景観計画との調整・整合を十分に図りながら進めてきました。

<平成28年度>

日程	会議	主な議題
8月25日	第1回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン及び景観計画とは ・住民アンケート調査について ・住民アンケート調査内容（各項目）について
9月14日 ～10月5日	国東市の将来のまちづくりに向けた市民アンケート調査 【対 象】市内に居住する18歳以上の市民：3,000名 【回収票数】1,179名（39.3%）	
10月30日 ～11月4日	まちづくりに関する高校生アンケート調査 【対 象】国東高校及び双国校の生徒：561名	
11月5日	国東市景観づくり 市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・景観について学ぼう！（基調講演） ・ご当地景観マップを作ろう！
12月19日	第1回まちづくり計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国東市の景観計画と都市計画マスタープラン ・都市計画マスタープランについて（現状分析） ・景観計画について（現状分析） ・市民及び高校生アンケート調査結果について ・市民ワークショップについて
2月16日	第2回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画策定状況等について（景観計画区域・理念と目標・方針・景観アーカイブ検討） ・都市計画マスタープランの策定状況等について（地域特性の分析）
3月9日	第2回まちづくり計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画策定状況等について（景観計画区域・理念と目標・方針・景観アーカイブ検討） ・都市計画マスタープランの策定状況等について（地域特性の分析）
3月17日	国東市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・国東市都市計画マスタープランに関する概要説明

<平成29年度>

日程	会議	主な議題
5月19日	第3回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> 両計画の工程について 都市計画マスタープランの策定状況等について (全体構想、各課ヒアリングについて)
6月1日	第3回まちづくり計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画策定状況等について(基本方針、行為の制限に関する事項について)
7月13日	第4回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> 両計画の工程について 都市計画マスタープランの策定状況等について (分野別方針)
7月27日	第4回まちづくり計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画策定状況等について(景観形成基準(一般地域)、重点地区の特性と方針(骨子))
9月15日	第5回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの策定状況等について (地域別構想)
9月28日	第5回まちづくり計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画策定状況等について(景観形成重点地区の方針・区域・届出対象行為と規模・基準)
11月16日	第6回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランの策定状況等について (地区整備構想)
12月1日	第6回まちづくり計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画策定状況等について(景観形成基準(一般地域)、重点地区の特性と方針(骨子))
1月19日	第7回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン(素案)について 景観計画(素案)について
2月1日	国東市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン(素案)について
2月1日	第7回まちづくり計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン(素案)について 景観計画(素案)について
3月1日	第8回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> 安岐海岸環境整備事業における防砂柵の選定について 都市計画マスタープラン(概要版(案))について 景観計画(概要版(案))について
3月5日 ~3月13日	国東市都市計画マスタープラン(案)市民説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 3月5日: 国見地域(参加者18名(男性:15名、女性:3名)) 3月6日: 武蔵地域(参加者12名(男性:12名、女性:0名)) 3月12日: 安岐地域(参加者20名(男性:20名、女性:0名)) 3月13日: 国東地域(参加者23名(男性:23名、女性:0名))
3月16日	第8回まちづくり計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン(案)について 都市計画マスタープラン(案)概要版について 景観計画(案)について 景観計画(案)概要版について 市民意見等について

2. 各種委員会名簿

(1) 有識者会議

種別	氏名	所属
有識者委員	佐藤 誠治	国東市まちづくりアドバイザー・大分大学名誉教授
	中野 茂	国東市都市計画審議会・国東市商工会事務局長
	中山 靖人	大分県国東土木事務所長
	渡辺 柝彦	大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 景観・まちづくり推進監
市役所	富永 六男	副市長
	吉水 良仲	総務課長
	徳部 吉昭	財政課長
	村岡 修一	環境衛生課長
	秋田 克幸	農政課長
	橋本 豊博	林業水産課長
	金當 裕昭	観光課長
	森 浩昭	活力創生課長
	栗林 慎	建設課長
	川上 鉄之助	建設課
	野田 隆治	上下水道課長
	橘 義和	教育次長兼教育総務課長
	吉田 隆一	文化財課長
	真城 孝之	農業委員会事務局長
事務局	原田 須恵宏	政策企画課長
	上野 慎哉	政策企画課政策企画係長
	清原 俊樹	政策企画課政策企画係副主幹

(2) まちづくり計画策定委員会

種別	氏名	所属
有識者	佐藤 誠治	国東市まちづくりアドバイザー・大分大学名誉教授
	中野 茂	国東市都市計画審議会・国東市商工会事務局長
	中山 靖人	大分県国東土木事務所長
	渡辺 柝彦	大分県土木建築部 隣市・まちづくり推進課 景観・まちづくり推進監
文化財関係	木戸 昌夫	国東市文化財調査委員会 会長
建設関係	猪俣 雅敏	建設業協会国東支部長
	上野 貢一	建築士会国東支部
商工・空港関係	藤井 俊治	大分空港ターミナル株式会社取締役
観光関係	林田 茂男	国東市観光協会副会長
農林水産関係	林 浩昭	国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長
金融関係	泥谷 克二	株式会社大分銀行国東支店長
交通関係	清水 準一郎	国東観光バス株式会社（バス事業者代表）
	三浦 文晃	杵築国東合同タクシー株式会社（タクシー事業者代表）
	後藤 信義	大分県国東警察署長
福祉関係	古原 正昭	安岐中央こども園長
教育関係	鶴山 恵子	前国東市教育委員
市民代表	吉井 孝光	国東市興導寺区長
	今富 正幸	国東市まちづくりワークショップ代表、今富建築
市役所	三河 明史	国東市長
	富永 六男	国東市副市長
	吉水 良仲	総務課長
	石本 恭稔	国見総合支所長（地域総務課長兼地域市民健康課長）
	厚田 信幸	武蔵総合支所長（地域総務課長兼地域市民健康課長）
	宇佐元 一弥	安岐総合支所長（地域総務課長兼地域市民健康課長）
	徳部 吉昭	財政課長
	村岡 修一	環境衛生課長
	田吹 文人	福祉課長
	秋田 克幸	農政課長
	橋本 豊博	林業水産課長
	金當 裕昭	観光課長
	森 浩昭	活力創生課長
	栗林 慎	建設課長
	川上 鉄之助	建設課
	野田 隆治	上下水道課長
	橘 義和	教育次長兼教育総務課長
	福田 雅樹	社会教育課長
	吉田 隆一	文化財課長
	真城 孝之	農業委員会事務局長
事務局	原田 須恵宏	政策企画課長
	上野 慎哉	政策企画課政策企画係長
	清原 俊樹	政策企画課政策企画係副主幹
	守光 正	政策企画課政策企画係主任

3. 市民意向の反映

(1) 市民及び高校生アンケート調査の実施

都市計画マスタープラン及び景観計画の検討を行うにあたり、市民及び高校生のまちづくりに対する意向を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

①市民アンケート実施概要

実施目的	今後のまちづくりに対する幅広い意向を把握し、計画に反映させるとともに、市民に都市計画マスタープランや景観計画に興味を持っていただくきっかけとするために実施
調査対象	市内に居住する18歳以上の市民3,000名
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成28年9月14日～10月5日
有効回収数	1,179票
有効回答率	39.3%

②高校生アンケート調査実施概要

実施目的	今後のまちづくりに対する幅広い意向を把握し、計画に反映させるとともに、次世代を担う高校生に都市計画マスタープランや景観計画に興味を持っていただくきっかけとするために実施
調査対象	国東高校及び双国校の生徒
調査方法	各高校に協力を依頼し実施
調査期間	平成28年10月30日～11月4日
有効回収数	561票

③市民ワークショップの開催

一般の市民を対象に、景観まちづくりに関する情報提供を行い、景観づくりへの協力や関心を向上させるとともに、市民が自慢できる、または他の地域の人々へお勧めしたい景観に関する情報収集を行うため、市民ワークショップを開催しました。

日時	平成28年11月5日(土) 13:00～15:30
参加者	21名
場所	国東市役所
プログラム	1. 開会 2. スタッフ紹介 3. ワークショップ開催にあたっての趣旨説明 4. 基調講演「景観について学ぼう！」 講師：佐藤 誠治氏(国東市まちづくりアドバイザー 大分大学名誉教授) 5. ワークショップ「ご当地・景観マップをつくろう！」 6. その他(アンケート記入) 7. 閉会

④パブリックコメントの開催

募集期間	平成30年2月7日～平成30年2月27日 ※郵送の場合は募集期間内の消印有効
実施対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する方 ・市内に事務所または事業所を有する方 ・市内の事業所または事業所に勤務する方 ・市内の学校に在学する方
閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・国東市役所本庁3階 政策企画課 ・国見総合支所 地域総務課 ・武蔵総合支所 地域総務課 ・安岐総合支所 地域総務課 ・市ホームページ
実施結果	意見の提出0件

⑤市民説明会の開催

都市計画マスタープラン（案）の内容について、周知及び市民意見を聴取するため、説明会を開催しました。

開催期間：平成30年3月5日～3月13日

参加者数：延べ73名（内 男性：70名、女性：3名）

開催場所：みんなかん第2学習室（国見地域）

武蔵総合支所2階大会議室（武蔵地域）

安岐総合支所2階202・203・204会議室（安岐地域）

国東市役所2階201・202・203会議室（国東地域）



▲写真：国見地域



▲写真：武蔵地域



▲写真：安岐地域



▲写真：国東地域

4. 用語集

【カ行】

開発許可

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。建築物の建築等を目的とし、開発行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。開発許可は、スプロール化を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ること及び良好な宅地水準の確保を目的としている。

合併処理浄化槽

し尿と生活排水（台所や風呂等の排水）を合わせて処理する浄化槽。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水を処理する。

義務教育学校

小学校と中学校を一つの学校として運営するもの。9年間での教育課程（カリキュラム）を設定するもの。従って6年、3年という区切りは無く、9年間を初頭・中等・高等等に分けて教育課程の融通が可能となる。校長は一人となる。

※小中一貫学校

小学校と中学校で、一貫した教育課程（カリキュラム）であるものの、学校自体はそれぞれ独立している。従って、校長・教頭もそれぞれ在籍することになる。

グリーンツーリズム

農山漁村地域にて農業等の体験、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

景観計画

平成16年に施行された景観法に基づき景観行政団体が定める、良好な景観の形成に関する計画。

公共下水道

都市の健全な発達、公衆衛生の向上、川や海などの公共用水域の水質の保全を目的として、市街地における下水（雨水又は汚水）

を排除し、処理するために地方公共団体が管理する施設。

公共公益施設

道路・公園・下水道など公衆の利用を目的として整備された公共施設と教育・官公庁・医療などの生活のために必要な公益施設を合わせた呼称。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

交通結節

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われること。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同体。村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

【サ行】

シーニックバイウェイ

地域に暮らす人が主体となり、企業や行政と手をつなぎ、個性的で活力ある地域づくり、景観づくり、魅力ある観光空間づくりを目指す取り組み。

市街地開発

一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図ること。土地区画整理も市街地開発に含まれる。

自助・共助

自助とは、自らのことを自分ですること。
共助とは、地域や近隣で助け合うこと。

自然公園

自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の総称。

人口ビジョン

国が進めている地方創生の諸施策を最大限活用し、「国東市まち・ひと・しごと創生

総合戦略」の基礎となる人口に関する現状分析を行い、めざす将来の方向や展望を明らかにしたものを。

世界農業遺産

世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度。

総合計画

国東市が今後めざすべき将来像と、将来像を達成するためのまちづくりの目標や取組を総合的に示すもの。本市の行財政運営に関する計画の最上位に位置づけられ、各種の分野別計画の基本となる。

ソフト

サービスなどの役務（形として残らない物）を提供する施策。

ゾーン

都市計画においては、土地の合理的かつ効率的な利用が図られるように自然環境などを考慮して、区分したまとまり。

【タ行】

宅地開発

建築物の建築用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うこと。

地域地区

都市計画法に基づく都市計画のひとつ。都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことによって、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用の実現を目的に定めるもの。

チャレンジショップ

将来、自分の店舗の出店を考えている店舗創業者や、新たにショップを開こうとする事業者・グループのための期間限定の店舗。

長寿命化

適切な維持管理、改修などによってインフラや施設を長持ちさせること。

都市機能

都市において必要な文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業、行政などのサービスを提供する機能や居住機能のこと。

都市計画基礎調査

都市計画を適切に策定し、実現することを目的に、概ね5年ごとに都市計画区域における人口、産業、市街地面積、土地利用、交通量などについて、現況を調査し、都市の動向を把握する調査。

都市計画区域

都道府県が、自然的、社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として指定した区域を都市計画区域という。都市計画法に基づく、各種の都市計画を定める区域。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域ごとに定めるもので、都市計画の目標や、具体の都市計画決定の方針について定める。都市計画区域マスタープランともいう。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて整備される道路。

都市公園

都市公園法に基づく公園のこと。地方公共団体（県、市町）が主として屋外において休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動その他のレクリエーションの用に供する目的で設置し、あわせてオープンスペースを確保して防災避難等災害の防止に資する。

都市構造

都市の空間的な姿。

都市施設

道路などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道などの供給・処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院等、市

場、団地の住宅施設、団地の官公庁施設、流通業務団地など。

土地利用規制

関係法令に基づいて土地の利用方法、建築物の目的・構造などに制限を加えること。

【ナ行】

ネットワーク

網の目のように形成された構造体・つながり。

農業集落排水事業

農業集落のし尿、生活排水などの汚水、汚泥、雨水の処理を行う事業。各家庭のトイレや台所から出る汚水などを処理場に集め、それを浄化した後に川や用水路に流す。

農地転用

農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林など農地以外の用地に転換すること。

【ハ行】

ハザードマップ

予測される自然災害の発生日点、被害の拡大範囲、被害程度、避難経路、避難場所などの情報を地図上に図示したもので、防災、地震、洪水などのマップがある。

パブリックコメント

地方自治体などが政策や計画などを策定するとき、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して意志決定すること。

バリアフリー

障がい者や高齢者が社会参加する上での障壁（バリア）を無くす（フリー）こと。

避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設するコミュニティセンターや学校等の建物をいう。

風致地区

都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区。

【ヤ行】

Uターン

都会に出た人が故郷に戻ることに。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。良好な市街地の形成や住居、商業、工業などの適正な土地利用を誘導し、機能的な都市活動の確保を図ることを目的に定めるもので、地域地区の中で最も根幹をなす制度。12種類に分類され、それぞれその目的に応じ、建物の用途や規模、形態が規定される。

【ラ行】

緑地

都市公園等の営造物である緑地を意味する狭義な緑地と、社寺境内地、農耕地、山林、河川・水面などのオープンスペースまで含める広義の緑地がある。

緑地保全地域

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。